新旧対照表

（下線は改正部分）

改正（案）	現　行
千葉県「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく不利益処分等事務処理要領	千葉県遊漁船業の適正化に関する法律の施行に係る不利益処分等基準取扱要領
（趣旨） 第１条　この要領は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）（以下「法」という。）に基づく不利益処分について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項に規定する処分基準を定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この要領は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条の規定により、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）の施行に係る不利益処分等をするかどうか又はどのような不利益処分等にするかについて、これを判断するために必要とする基準（以下「処分基準」という。）を定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第２条　この要領において使用する用語の意義は、行政手続法及び法に定めるところによる。	（定義） 第２条　この要領において使用する用語の意味は、行政手続法及び遊漁船業の適正化に関する法律（以下「法」という。）の例による。
（行政指導） 第３条　遊漁船業者又は遊漁船業団体が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、又は違反するおそれがあると認められるときは、次の各号のいずれかの指導等を行う。 一　指導　遊漁船業者又は遊漁船業団体が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、又は違反するおそれがあると認められるときであって速やかに改善が可能な場合 二　警告　遊漁船業者又は遊漁船業団体が、前号の規定による指導に従わず、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した状態が一定期間継続している場合	（新設）
（不利益処分の適用） 第４条　前条の規定による行政指導によっても迅速な改善のための措置がなされない場合は、その内容に応じて、不利益処分を行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政指導を経ることなく不利益処分を行うことができる。 一　行政指導による改善が期待できないことが明白である場合 二　法益保護の観点から、改善が特に急がれる場合 三　海上保安部等の捜査により犯罪事実が明白であり、不利益処分を行うことが相当であると認められる場合	（新設）
（処分基準） 第５条　法第 20 条、第 21 条第 1 項各号、第 26 条及び第 27 条の規定に該当する違反の内容並びに当該違反の内容に対応する不利益処分の内容は、「別表　遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分基準」に規定する。	（処分基準） 第３条　処分基準は次のとおりとし、その判断の基準は「別表　遊漁船業の適正化に関する法律に係る行政処分基準（以下「別表」という。）」に規定する。

<table>
<tr><th>改正（案）</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（削る。）</td><td>（１）指導　事業者が法の規定に違反している状態又は違反するおそれがある状態であって速やかに改善が可能な場合。
（２）警告　事業者が指導に基づく指導に従わず、法の規定に違反している状態が一定期間継続している場合。
（３）業務改善命令　利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるときであって、業務規定の内容について変更する必要がある場合、業務主任者を解任する必要がある場合又はその他知事が必要と認めた業務内容について改善する場合。
（４）事業停止命令　別表により事業停止命令処分が適当と判断される場合。
（５）登録の取消し　別表により登録取消し処分が適当と判断される場合。</td></tr>
<tr><td>（削る。）</td><td>（通知）
第４条　処分については、その旨を事業者に対し通知するものとする。</td></tr>
<tr><td>（違反行為の併合）
第６条　不利益処分を受けていない複数の違反行為について不利益処分を行う場合は、当該違反内容のうち最も重い不利益処分の内容によるものとし、その序列は重いものから登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令（遊漁船業団体の場合は、指定の取消し、改善命令）とする。</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（不利益処分内容の加重）
第７条　事業停止命令の期間（以下「処分期間」という。）について、聴聞の結果等により次表の左欄のような事由があるときには、同表右欄の範囲内において加重することができる。加重した後の処分期間が 180 日を超える場合は、登録の取消しとする。
なお、加算する処分期間に１日に満たない端数が生じたときは、これを１日とする。
<table>
<tr><th>事　由</th><th>加　重　の　範　囲</th></tr>
<tr><td>違反行為を行った日前 5 年間に不利益処分を受けていた事実があること</td><td>60 日</td></tr>
<tr><td>複数の違反行為を行ったこと</td><td>最も長い処分期間に、他の違反行為に対する処分期間の２分の１の日数を全て加算</td></tr>
<tr><td>違反行為が計画的であること</td><td>最も長い処分期間の２分の１の日数を加算</td></tr>
<tr><td>違反行為に対する反省の態度が見られず、業務に対する改善措置が不十分であること</td><td>最も長い処分期間の２分の１の日数を加算</td></tr>
<tr><td>違反行為がもたらした結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められるもの</td><td>10 日</td></tr>
</table></td><td>（新設）</td></tr>
</table>

改正（案）	現　行
（不利益処分内容の軽減） 第８条　違反行為において、聴聞の結果等により次のいずれにも該当すると認められるときには、不利益処分内容の軽減を行うことができる。 一　当該登録期間中において過去に同一の違反行為により不利益処分を受けていないこと 二　法令違反に対し十分な反省の態度を示し、業務の適正化に努める見込みがあること 三　他に重要な法令違反行為が認められないこと 四　被害者の損害が回復されていること ２　不利益処分内容を軽減するときは、次の各号のとおり軽減する。 一　不利益処分の内容が登録の取消しの場合　180 日の事業停止命令 二　不利益処分の内容が事業停止命令の場合　対象となる処分期間の 2 分の 1 の日数を減じる。なお、算出された期間に１日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。	（新設）
（加重軽減の順序） 第９条　同時に不利益処分内容を加重し、又は軽減するときは、次の順序による。 一　加重 二　軽減	（新設）
（不利益処分の手続） 第１０条　不利益処分に係る手続については、行政手続法及び千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年千葉県規則第 54 号）に基づいて処理を行うものとする。	（不利益処分等の手続） 第５条　不利益処分等のうち業務改善命令、事業停止命令及び登録の取消しについては、行政手続法に基づいて処理を行うものとする。
（削る。）	（告発） 第６条　警告又は命令に従わず、利用者の保護に必要と判断される場合には、刑罰規定が設けられている違反事項について刑事訴訟法に基づく告発を行うものとする。
（不利益処分の履行確認） 第１１条 業務改善命令又は改善命令を行ったときは、改善を命じた事項について、改善報告書を提出させるとともに、現地調査等によりその履行状況を確認する。 ２　事業停止命令を行ったときは、現地調査等によりその履行状況を確認する。	（新設）
（不利益処分の公表） 第１２条　不利益処分を行った場合は、法第 22 条の規定によりその事実を公表する。	（新設）
（関係機関への通知） 第１３条　不利益処分を行った場合は、必要に応じ、その処分の内容について、関係する都道府県及び海上保安部等に連絡する。	（新設）

改正（案）

（附則）
この要領は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
平成 16 年 3 月 30 日一部改正
令和８年　月　　日一部改正

別表　遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分基準

番号	違反内容	該当条項	処分内容	参考（司法処分）	
				罰則	該当条項
1	登録事項の変更の届出義務違反	第７条第１項	事業停止30 日	罰金 100 万円以下	第 35 条第１号
2	業務規程の変更の届出義務違反	第８条	事業停止30 日	罰金 100 万円以下	第 35 条第２号
3	遊漁船業務主任者選任義務違反	第 12 条	事業停止45 日	罰金 100 万円以下	第 35 条第３号
4	遊漁船業務主任者業務遂行義務違反	第 12 条	業務改善命令		
5	気象情報の収集等義務違反	第 14 条	業務改善命令		
6	利用者名簿の備置義務違反	第 15 条	事業停止15 日	罰金 30 万円以下	第 36 条第１号
7	採捕に関する制限等の周知義務違反	第 16 条	業務改善命令		
8	標識の掲示等義務違反	第 17 条第１項	事業停止15 日	罰金 30 万円以下	第 36 条第２号
9	名義貸禁止違反	第 18 条第１項	登録の取消し	拘禁刑３年以下、罰金 300 万円以下	第 33 条第３号
10	事業貸渡等禁止違反	第 18 条第２項	登録の取消し	拘禁刑３年以下、罰金 300 万円以下	第 33 条第４号
11	事故の報告義務違反	第 19 条	業務改善命令	過料 50 万円以下	第 38 条第２号
12	利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるとき（法第 12 条、第 14 条、第 16 条、第 19 条及び第 23 条のいずれかに違反するものを除く）	第 20 条	業務改善命令		

現　行

（附則）
この要領は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
平成 16 年 3 月 30 日一部改正

別表　遊漁船業の適正化に関する法律に係る行政処分基準

	番号	違反内容	該当条項	処分内容	法罰則
削除	1	無登録営業	3 条1 項	登録取消し	懲役３年以下、罰金 300 万円以下
番号９へ	2	名義貸禁止違反	17 条1 項	登録取消し	懲役３年以下、罰金 300 万円以下
番号 10 へ	3	事業貸渡等禁止違反	17 条2 項	登録取消し	懲役３年以下、罰金 300 万円以下
番号 15 へ	4	不正手段による登録	19 条1 項2 号	登録取消し	懲役３年以下、罰金 300 万円以下
番号 14 へ	5	事業停止命令違反	19 条1 項1 号	登録取消し	懲役１年以下、罰金 150 万円以下
番号１へ	6	変更届出義務違反	７条１項	事業停止30 日	罰金 100 万円以下
番号２へ	7	業務規定届出義務違反	11 条1 項	事業停止30 日	罰金 100 万円以下
番号３へ	8	業務主任者選任義務違反	12 条	事業停止45 日	罰金 100 万円以下
番号４へ	9	業務主任者業務遂行義務違反	12 条	業務改善命令	罰金 100 万円以下
番号 19 へ	10	報告・立入検査拒否等	24 条1 項	事業停止45 日	罰金 100 万円以下
番号６へ	11	利用者名簿備置義務違反	14 条	事業停止15 日	罰金 30 万円以下
番号８へ	12	標識掲示義務違反	16 条1 項	事業停止15 日	罰金 30 万円以下
削除	13	類似標識掲示	16 条2 項		罰金 30 万円以下
削除	14	廃業等届出義務違反	9 条1 項		過料 50 万円以下
番号５へ	15	気象情報収集等義務違反	13 条	業務改善命令	

改正（案）

13	業務改善命令違反	第21条 第1項 第1号	[利用者の安全に係るもの] 事業停止45日	拘禁刑1年以下、 罰金150万円以下 （法人） 罰金1億円以下	第34条 第1号 （法人） 第37条 第1号
			[上記以外] 事業停止30日	罰金100万円以下	第35条 第4号
14	事業停止命令違反	第21条 第1項 第1号	登録の取消し	拘禁刑1年以下、 罰金150万円以下	第34条 第2号
15	不正の手段による登録	第21条 第1項 第2号	登録の取消し	拘禁刑3年以下、 罰金300万円以下	第33条 第2号
16	登録拒否要件の該当（法第6条第1項第2号又は第8号から第13号のいずれかに該当するもの）	第21条 第1項 第3号	登録の取消し		
17	登録拒否要件の該当（法第6条第1項第14号から第16号のいずれかに該当するもの）	第21条 第1項 第3号	事業停止 60日		
18	利用者の安全及び利益に関する情報の公表義務違反	第23条	業務改善命令	過料50万円以下	第38条 第3号
19	報告及び立入検査拒否等	第29条 第1項	事業停止 45日	罰金100万円以下	第35条 第5号
20	遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認められるとき	第26条	改善命令		
21	遊漁船業団体の改善命令違反	第27条	指定の取消し		

現　行

番号7へ	16	採捕ルール周知義務違反	15条	業務改善命令	
番号12へ	17	その他の利用者の安全・利益、漁場の安定的利用を害する事実	18条	業務改善命令	
番号13へ	18	業務改善命令違反	19条 1項 1号	事業停止 15日～45日	
番号16へ	19	登録拒否要件の該当（第6条第1項第2号、第4号～第7号）	19条 1項 3号	事業停止 60日	
番号17へ	20	登録拒否要件の該当（第6条第1項第8号、第9号）	19条 1項 3号	事業停止 60日	
番号16へ	21	罰金刑の確定	6条 1項 5号	登録取消し	
番号16へ	22	禁固刑	6条 1項 4号	登録取消し	